

<参考>愛知県地域保健医療計画（アレルギー疾患医療部分 抜粋）

2 アレルギー疾患対策	【現状と課題】
現 状	課 題
<p>1 アレルギー疾患</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、平成 27(2015)年 12 月 25 日に「アレルギー疾患対策基本法」(平成 26 年法律第 98 号) が施行されました。</li> <li>○ アレルギー疾患（気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー等）を有する人は、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返し、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがあります。</li> </ul> <p>2 アレルギー疾患医療連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 30(2018)年 10 月 1 日に、地域におけるアレルギー疾患対策を推進するため、愛知県アレルギー疾患医療連絡協議会を設置し、地域におけるアレルギー疾患の実情を把握し、情報提供、人材育成等の施策の企画、立案や実施等を行っています。</li> </ul> <p>3 愛知県アレルギー疾患医療拠点病院</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 30 年(2018)年 10 月 1 日に、県のアレルギー疾患医療の中心的役割を担う愛知県アレルギー疾患医療拠点病院を 6 病院指定しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アレルギー疾患を有する人が居住地域に関わらず、等しく適切な医療を受けることができる体制の整備等、総合的なアレルギー疾患対策の推進が求められています。</li> <li>○ 本県として地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する人及び、その他の関係者の意見を参考に、地域のアレルギー疾患対策の施策を策定する必要があります。</li> </ul>
【今後の方策】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アレルギー疾患を有する人が居住地域に関わらず、等しく適切な医療を受けることができるよう、愛知県アレルギー疾患医療拠点病院を中心とした体制の充実を図ってまいります。</li> <li>○ 県として地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する人及び、その他の関係者の意見を参考に、地域のアレルギー疾患対策の施策の策定を目指します。</li> </ul>	